

## 受動喫煙防止に関する施設調査の結果（速報）について

### 1 要旨・目的

施設における受動喫煙防止対策の状況を把握し、今後の対応を検討するため、次のとおり調査を実施した。

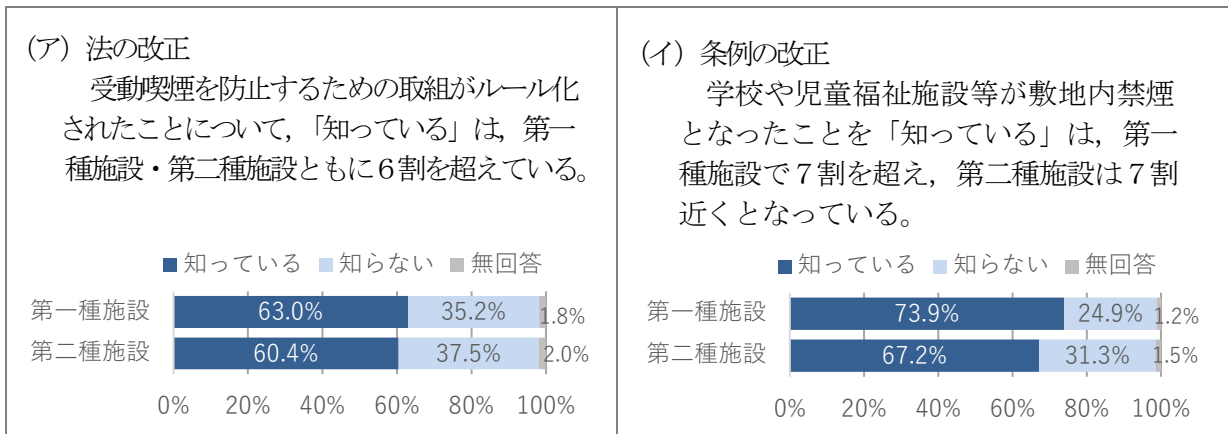
調査対象	広島県全域の健康増進法第28条の対象施設												
調査期間	令和4年7月11日（月）～7月29日（金）												
実施方法	経済センサス令和2年次フレーム産業小分類のうち、対象となる16の種別から無作為抽出法により抽出（広島市地域の調査業務は、広島市が実施） (1) 調査票配付数 8,996票 (2) 有効回答数 5,244票 (3) 有効回答率 62.7%												
調査項目	健康増進法一部改正の認知度、広島県がん対策推進条例改正の認知度、受動喫煙防止対策の実施状況												
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設種別の分析の精度を高めるため、施設数比率の小さい施設種別の抽出率を高くして対象施設の抽出を行った。</li> <li>このため、集計に当たっては、施設種別の母集団構成比を反映するため、ウェイトをつけて集計した。本調査結果の回答比率（%）はウェイトバック後の数値である。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回答数</th> <th>規正標本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>5,244</td> <td>110,706</td> </tr> <tr> <td>第一種施設</td> <td>988</td> <td>9,882</td> </tr> <tr> <td>第二種施設</td> <td>4,256</td> <td>100,825</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回答数	規正標本数	全体	5,244	110,706	第一種施設	988	9,882	第二種施設	4,256	100,825
区分	回答数	規正標本数											
全体	5,244	110,706											
第一種施設	988	9,882											
第二種施設	4,256	100,825											
調査結果の見方	集計数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100%とならない場合がある。												
予算	令和4年度当初予算 1,030千円（一部国庫）												

### 2 現状・背景

令和2年4月に、健康増進法及び広島県がん対策推進条例の改正内容が全面施行され、多数の者が利用する施設が原則屋内禁煙になる等、受動喫煙防止の対策が強化されている。

### 3 概要（調査結果）

#### (1) 法令の認知



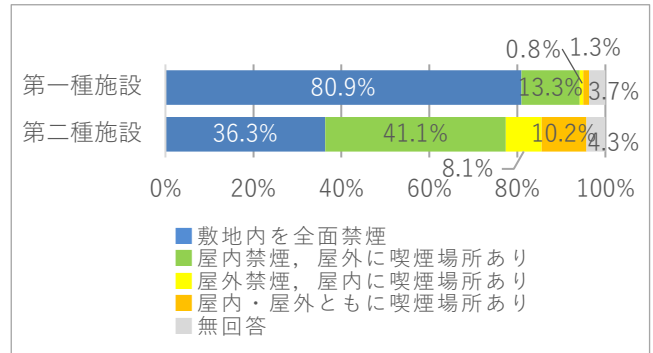
## (2) 喫煙環境

### ア 施設全体

「敷地内を全面禁煙」は、第一種施設で80.9%、第二種施設で36.3%あった。

第一種施設は屋内に喫煙場所（以下「喫煙室」という。）を設置不可にもかかわらず、2.1%（■+■）が屋内に「喫煙場所あり」と回答した（※）。

※「官公庁施設」には一部、第二種施設が含まれるため、第二種施設である官公庁施設が第一種施設として回答した可能性もある。

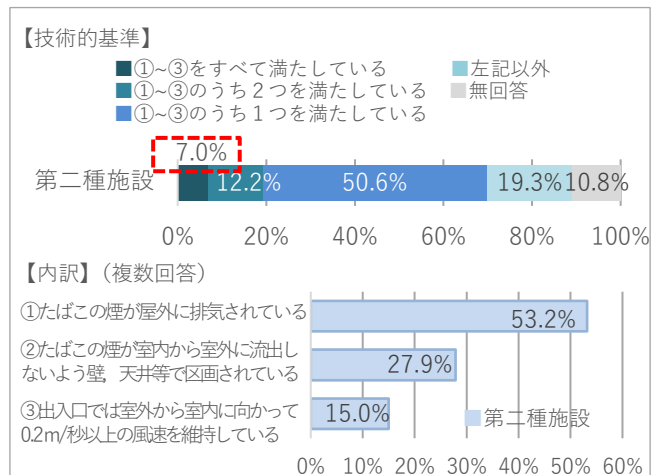


### 【たばこの煙の流出防止のための技術的基準】

屋内に喫煙室があると回答した第二種施設（■+■：18.3%）について見ると、たばこの煙の流出防止のための技術的基準（※）を満たす割合は7%（■）であった。

※技術的基準

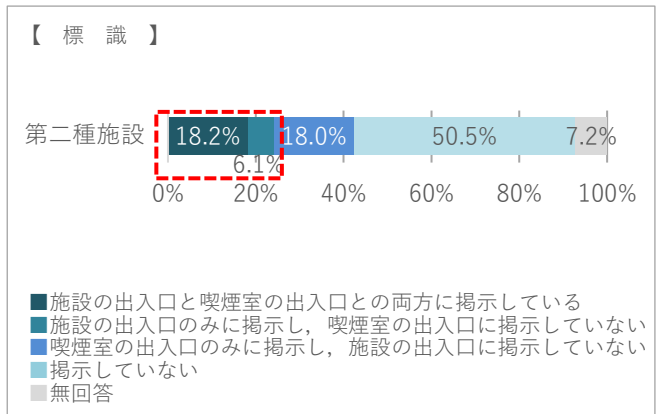
- ①たばこの煙は屋外又は外部に排気する。
- ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画する。
- ③喫煙室の出入口では室外から室内に向かって0.2m/秒以上の風速を維持する。



### 【喫煙室の標識掲示】

喫煙室がある第二種施設（■+■：18.3%）について見ると、標識を施設の出入口に掲示しているのは24.3%（■+■）であった。

【掲示例】 ①喫煙室の出入口 ②施設の出入口

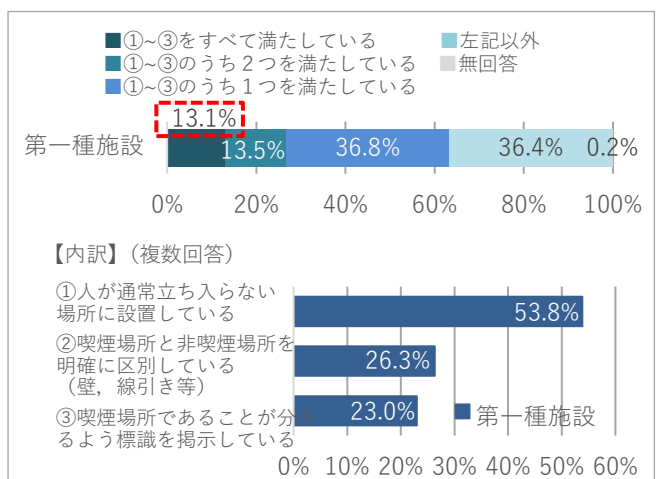


### 【屋外喫煙場所の状態】

屋外に喫煙場所がある第一種施設（■+■：14.6%）について見ると、法令に規定する特定屋外喫煙場所の要件（※）を満たす割合は13.1%（■）であった。

※特定屋外喫煙場所の要件

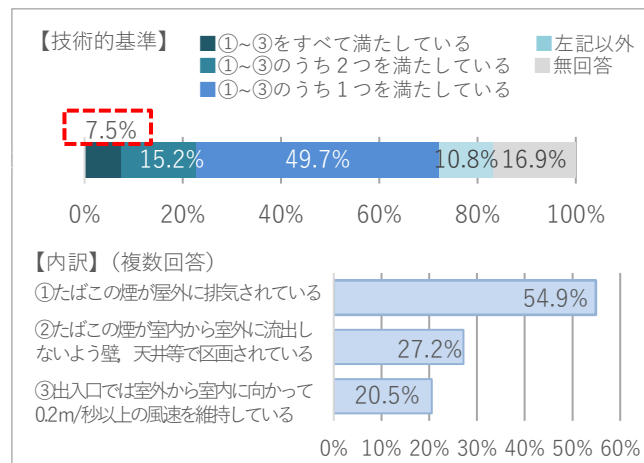
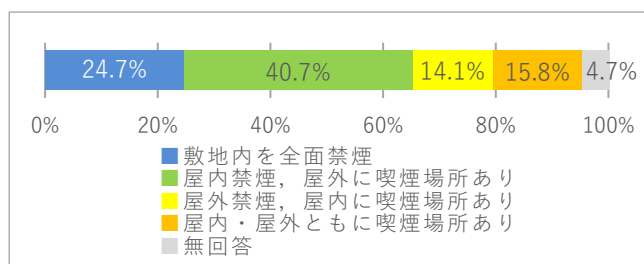
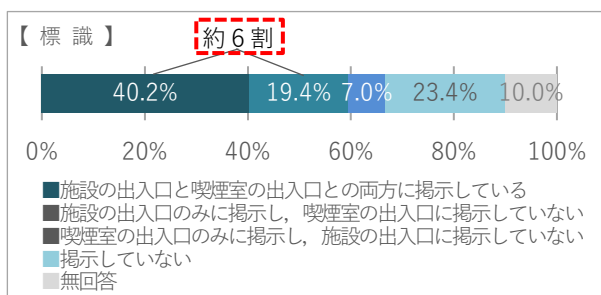
- ①人が通常立ち入らない場所に設置している
- ②喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別している（壁、線引き等）
- ③喫煙場所であることが分かるよう標識を掲示している



## イ 飲食店

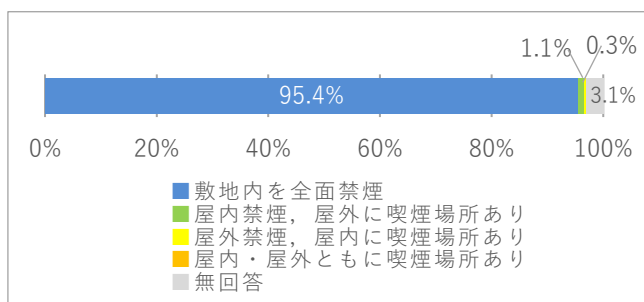
(ア) 飲食店（店内で飲食サービスを提供）の喫煙環境を見ると、「屋内禁煙、屋外に喫煙場所あり」が40.7%で、「敷地内を全面禁煙」が24.7%となっている。

(イ) 屋内に喫煙場所があると回答した飲食店（■+■：29.9%）のうち、技術的基準を満たす割合は7.5%にとどまった。標識を施設の出入口に掲示しているのは約6割であった。



## ウ 学校等

「保育所・幼稚園、小・中・高等学校」は、敷地内に喫煙場所を設置不可にもかかわらず、屋内又は屋外に喫煙場所がある施設が1.4%（■+■）あった。



## 4 今後の対応

- (1) 調査の結果をとりまとめ、県HP（広島がんネット）で公表する。
- (2) 受動喫煙防止のための制度についての認知度は6～7割にとどまり、各施設において取るべき具体的な対応について十分周知されていないことから、広報媒体やSNS等で、引き続き情報発信をしていく。
- (3) 飲食店については、屋内に喫煙室がある場合が多く、また、規模や形態によって適用される内容に違いがあることから、関係団体等を通じて、制度について改めて周知することとし、学校等についても、敷地内完全禁煙の実現に向けて、条例を再度周知する。

### 【参考】

区分	施設の種類（施設例）	健康増進法・広島県がん対策推進条例	義務付け
第一種施設	①学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設 ②国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）	敷地内禁煙 〔屋外喫煙場所の設置可（※） ただし、県条例により、子供が主たる利用者である学校及び児童福祉施設等は、（屋内・屋外ともに）敷地内完全禁煙〕	義務
第二種施設	第一種施設以外の施設	原則屋内禁煙 〔喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要〕	義務

※ 「特定屋外喫煙場所」を特例的に設置可